2　差額特別手当の月額は、差額特別手当基礎額から施行日において受ける特定手当額を減じた額に第四条第二項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）とする。ただし、現に受ける特定手当額に当該乗じて得た額を加えた額が差額特別手当基礎額を上回るときは、差額特別手当の月額は、その差額に相当する額を当該乗じて得た額から減じた額とする。

（差額特別手当を俸給の特別調整額とみなす場合）

第七条　差額特別手当を受ける原子力規制委員会職員となった者に対する給与法第十一条の三、第十一条の四、第十一条の六から第十一条の九まで及び第十九条の九、補償法第四条、規則九―一七（俸給の特別調整額）第三条並びに規則九―一〇二第四条の規定の適用については、差額特別手当は、俸給の特別調整額とみなす。この場合において、規則九―一七第三条中「前条」とあるのは「前条及び規則九―一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当）第六条第二項」と、「同条の規定による額」とあるのは「前条の規定による額に同規則第六条第二項の規定による差額特別手当の月額を加算した額」とする。

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。